

宮城県福祉サービス第三者評価業務実施要綱の一部を改正する要綱（案）

資料 5 - 1

宮城県福祉サービス第三者評価業務実施要綱（平成 21 年 4 月 1 日施行）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>第 1 条から第 3 条まで （略）</p> <p>（書面調査及び訪問調査）</p> <p>第 4 条 （略）</p> <p>2 書面調査は、事業者が行う評価基準等による自己評価の結果及び事業者の組織、事業の概要等を示す書類等に基づき、評価基準等の項目ごとに福祉サービスの実施概要等を把握した上で行うものとする。<u>このとき、評価機関は、事業者に提出を求める書類等について可能な限り既存の資料を活用するなど、事業者の負担軽減に配慮しなければならない。</u></p> <p>3 及び 4 （略）</p> <p>第 5 条から第 11 条まで （略）</p>	<p>第 1 条から第 3 条まで （略）</p> <p>（書面調査及び訪問調査）</p> <p>第 4 条 （略）</p> <p>2 書面調査は、事業者が行う評価基準等による自己評価の結果及び事業者の組織、事業の概要等を示す書類__に基づき、評価基準等の項目ごとに福祉サービスの実施概要等を把握した上で行うものとする。_____</p> <p>_____</p> <p>3 及び 4 （略）</p> <p>第 5 条から第 11 条まで （略）</p>

附 則

この要綱は、平成31年 4 月 1 日から施行する。